

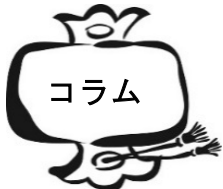


ハグマンレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所

P1



コラム

会議は上手に進められていますか？

一般的な会社の会議では、意思決定権を持つ人の意見が尊重されるため、多数決とはならず、また少数者の意見も反映されないことが多いと思います。ただ、公の団体や組織では、それでは運営もうまく行かず、会議での意思決定を合理的に行うための工夫がされなければなりません。

そのための議事の進行方法としてまとめられたものの一つが「ロバート議事法」です。ロバート議事法は、米国陸軍少佐ヘンリー・マーティン・ロバートによって1876年に会議進行マニュアルとして発表されました。ここで少しご紹介しますので、参考にしてみてください。

ロバート議事法は、多くの厳密なルールによって会議運営を行うという手法になります。特に大事なポイントは4つの権利と4つの原則の2つです。

【 4つの権利 】

1. 多数者の権利（過半数の賛成）
2. 少数者の権利（少数意見の尊重、2名以上で動議を取り上げる）
3. 個人の権利（プライバシーの擁護、個人は一人1票の同じ権利を持つ）
4. 不在者の権利（不在者投票、委任状など不在者にも議決権がある）

【 4つの原則 】

1. 一事一件の原則 ⇒ 1度に1つの議題だけを討論し、決議する。
複数の議案を同時に話し合わない。
2. 一事不再議の原則 ⇒ 決定した議案は再度掘り起こさない。
3. 多数決の原則 ⇒ 議案に対し、定足数の1/2の賛成がないと承認されない。
4. 定足数の原則 ⇒ 会議の開催、決議のための出席数が決められている。

これ以外にも非常に細かいルールがあるのですが、その一部を紹介します。

- 1つの議題で同じ内容の発言はしない
- 議案の提案者は提案理由を説明する
- 1回の発言は10分以内（現実的には3～5分以内）
- 発言するときは先に、意見であるか、質問であるか、動議であるかを言う
- 賛否は多数決で、過半数で採択とする。ただし、前に採択されたものを修正する場合には2/3の賛成が必要。
- 賛否同数は否決とする。

会社の会議等においても参考になれば幸いです。



令和2年度税制改正

P2

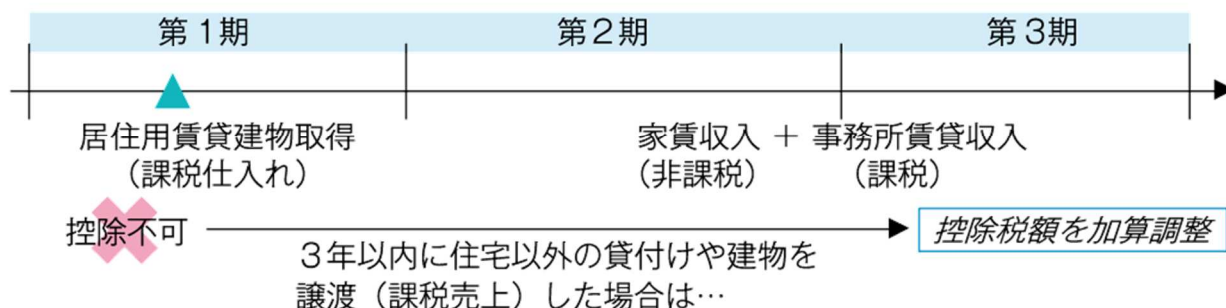
居住用賃貸建物の取得に係る仕入税額控除制度の見直し

令和2年度税制改正において、居住用賃貸建物の取得時における仕入税額控除の適用について見直しが行われています。詳細をご紹介します。

(1) 本来は居住用賃貸建物を取得しても、住宅の家賃収入は非課税売上であるため、仕入税額控除の適用が抑えられることとなります。しかし、金地金等の売買を繰り返し、意図的に課税売上割合を高めるスキームで、不当に消費税の還付を受けるケースが見受けられました。そこで、今回はこのスキームを防ぐため、居住用賃貸建物の課税仕入れについては原則、仕入税額控除を適用しないこととされました。ただし、居住用賃貸建物の住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな部分については、引き続き仕入税額控除の対象となります。

また、居住用賃貸建物について、その仕入れの日から同日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に、住宅の貸付け以外の貸付け又は譲渡をした場合には、それまでの居住用賃貸建物の貸付け及び譲渡対価の額を基礎に計算した金額を、当該課税期間又は譲渡した日の属する課税期間の仕入控除税額に加算して調整することとなりました。

●(1)の改正イメージ



(2) 現行では、非課税となる住宅の貸付けは、『契約において人の居住の用に供することが明らかにされているものに限る』とされています。今回、契約で貸付けに係る用途が明らかにされていない場合であっても、当該貸付けの用に供する建物の状況等から人の居住の用に供することが明らかな貸付けは、非課税とすることとされました。今後は、契約で人の居住用であることが明らかではない場合には、建物の状況等を実態で判断することとなります。

●各措置の適用時期

(1) 令和2年10月1日以後の居住用賃貸建物の仕入れ ※

(2) 令和2年4月1日以後に行われる貸付け

※令和2年3月31日までに締結した契約に基づき、同年10月1日以後に居住用賃貸建物の仕入れを行った場合は適用しない。

※新たにハクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

下記へ配信してください。

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

FAX 079-288-0997

会社名 _____

TEL _____

FAX _____



最近読んだ1冊の本から

P3

～言葉の法則～

だれもがスマートフォンを持つ現代において、言葉は「読むもの」から「発信するもの」へと変化しています。Twitter や Instagram などの SNS で「文章で伝える」ということが身近になっている今、見ている人の心に刺さる言葉遣いができたらいいなと思うことはありませんか？そこで、SNS でブームを作ってきたナカムラクニオさんの『魔法の文章講座 みんなに広がる言葉の技法』から2つ紹介します。

〈引き算言葉〉

会話に多く登場し、親しみを感じている言葉ほど短縮化される傾向が強いと思われ、省略すると「4文字」に収まるという日本語の特性があります。コンビニエンスストアが「コンビニ」、デパートメントストアが「デパート」、人気の芸能人なども省略された名称で呼ばれます。

また、名前以外に動詞なども暗号的に短縮化される場合があります。「事故る」「告る」や「タクル」「パニックる」など、外来語も分解されていきます。他にも、親しい友人同士でしか使わない言葉としては、「風呂に入るから（会話から）離脱する」ことを「フロリダ」、「一時帰宅」を略して「イチキタ」などがあります。

この引き算言葉には、いつも使う言葉を大胆に省略することで、「同じ仲間だけの記号を使っている」という感覚を楽しむ側面があります。

〈タイトル術〉

伝わるタイトルの法則として、出来るだけ短く、単語を組み合わせることが効果的です。また、タイトルには「の」がとても便利で、「の」が入ればヒットするという法則もあります。宮崎駿監督のアニメ作品だけでも、風の谷のナウシカ、となりのトトロ、千と千尋の神隠し、など他にも多くの作品に「の」が入っています。他の方の作品では、アナと雪の女王、君の名は。などがあります。「の」が入ることで、どこで、どんな物語が進むか、なんとなく想像することができます。タイトルから物語の目的が感じられると、興味を引きます。

このような言葉の面白い法則が、10章にわたって紹介されています。それぞれの章は言葉の作り方について、各テーマの視点から書かれた解説で理解した後、付属のワークブックで実践するという構成になっています。文章や言葉を「書く」方はもちろん、「読む」方にもオススメです。様々な言葉を使いこなせると、より楽しく文章を読んだり書いたりできそうですね。

(記事担当：山村)

※今後ハクションレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない

会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

TEL

FAX 079-288-0997

FAX